

アイゼンハワーの米韓相互防衛条約への承認 過程と米韓関係

方, 俊栄

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of
graduate studies

(巻 / Volume)

72

(開始ページ / Start Page)

75

(終了ページ / End Page)

92

(発行年 / Year)

2014-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009950>

アイゼンハワーの米韓相互防衛条約への承認過程と米韓関係

政治学研究科 政治学専攻

博士後期課程3年 方 俊 栄

はじめに

朝鮮戦争の休戦と米韓相互防衛条約との関係に関する従来の研究が一貫して指摘しているのは、李承晩大統領が、米国と相互防衛条約を結ぶために、休戦協定への反対と強硬な発言を繰り返していたということである。だが、当初から彼が相互防衛条約を締結するために休戦に反対する意図があったのかに関しては、議論の余地があると思われる。というのも、李承晩が相互防衛条約の締結を米国に要求したのは、休戦との関連ではなく韓国の安全保障の確保の観点からであったためである。つまり、休戦に対する李承晩の反対姿勢は、中国軍の撤退、いわゆる「反共捕虜」の送還、それから休戦後、朝鮮問題の政治的解決のために開かれるであろう政治会議をめぐる米韓間の意見の隔たりから起因するものであって、李承晩が相互防衛条約をどこまで意識して休戦に反対したのかについては不明である。

一方、休戦の条件と並行して相互防衛条約を要求する韓国に対して、米国としては、韓国が相互防衛条約の締結に必死であると判断し、休戦協定の成立のために同条約の締結を利用しようとした。すなわち、米国は、条約締結の条件として休戦への協力を韓国側に要求したのである。その意味で、休戦と米韓相互防衛条約を関連付けたのは米国の方であったと考えるべきであり、李承晩が休戦反対を主張し続けた結果、米韓相互防衛条約の締結という成果を挙げたと評価するのは、あまりにも事後的な評価であると言わざるを得ない。このような観点から、本稿では、板門店における休戦会談の進捗状況と、休戦に対する立場をめぐる米韓協議が、どのように連動していくのかを中心に、従来韓国との相互防衛条約締結の必要性を否定し続けてきた米国政府が、どのような過程を経て同条約の締結に向けて動き出したのかを明らかにする。

第1章 休戦と相互防衛条約をめぐる米韓両国の立場

李承晩は、休戦の話が出始めた時期から、休戦会談の開始そのものに非常に批判的であった。1953年に入っても戦線の膠着状態に変わりはないものの、朝鮮半島の統一への彼の熱望は冷めるところか、休戦に対する反対の姿勢とともに強まっていった。このような李承晩の意思とは裏腹に、1952年の秋には休戦協定の草案がまとまり、休戦会談における最大の難問であった捕虜送還問題をめぐって、傷痍捕虜をお互いに送還させることについて協議が進められると、李承晩は、1953年4月頃から休戦に対する自らの立場を具体化して主張するようになる。李承晩はまず、①朝鮮半島の再統一、②朝鮮半島からの中国軍の完全な撤退、③北朝鮮軍の武装解除、④第三国による北朝鮮への武器供与の禁止、そして⑤韓国の主権及び韓国問題をめぐる国際会議の場において韓国の発言権を保障すること、といった休戦のための条件をまとめ、梁裕燦駐米韓国大使を通じてダレス（John F. Dulles）国務長官に伝えた¹。この5項目は、仮に休戦協定を締結するのであれば、韓国の安全保障上、先に実行されなければならない条件を示したものであって、とくに朝鮮半島が統一されなけれ

1 Memorandum of Conversation, "Korea Armistice Developments," April 8, 1953, Armistice Negotiations Mar-June 1953 Vol. 1, Box 9, 2846/Korea, Seoul Embassy, Classified General Records 1952-1963, RG 84, National Archives（以下、NAと略す）。

ば、しかもこの統一された韓国から中国軍が撤退しなければ、休戦には協力できないという李承晩の立場の表れであった。

また、4月14日にブリッグズ（Ellis O. Briggs）駐韓大使を通じてアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領に送った親書の中で李承晩は、インドシナ問題解決の結果としてであれ、休戦協定に対する共産側からの提案の結果としてであれ、「仮に朝鮮半島における中国軍の駐留を認めるような協定が結ばれるとしたら、韓国としては、共産主義勢力を撃退して鴨緑江（Yalu River）まで進撃する決意であり、このような韓国政府の決定に同調できない友好国には朝鮮半島から撤退してもらえない」と伝えた²。さらに、このブリッグズとの会談で李承晩は、休戦後に開催されるとした政治会議の無用性を指摘し、「共産側は、韓国を転覆させるために、会議の決着を遅らせて自らの軍事力を倍加するための時間を稼ごうとするに違いない」と強い警戒心を表した³。

一方で、1952年3月21日にトルーマン（Harry S. Truman）大統領に宛てた手紙において相互防衛条約の締結を要求して以来、韓国政府は、様々なルートを通じて条約締結の妥当性を執拗に主張してきた。とくに、日米安保条約、ANZUS条約に続き、米比相互防衛条約が締結・発効された同年8月以降、米国との相互防衛条約締結に対する韓国政府の要求は、その強度がますます強まっていった。1953年4月、ブリッグズと会った卞榮泰外交長官は、「日本と中国の間に位置する韓国にとって、米国との相互防衛条約の不在という現実、日本、フィリピン、豪州、それからニュージーランドに比べてその安全保障環境が劣っていることを意味する」と主張し、二国間条約の問題を持ち出した⁴。ほぼ同じ時期、梁裕燦も、ダレスとの会談において、「国連と米国から見捨てられることを常に心配している韓国国民にとって、米韓相互防衛条約の締結は、その懸念と恐怖を和らげることになるだろう」と述べ、条約締結の必要性を唱えた⁵。

ところが、このような韓国政府の条約締結の要求に対する米国の反応は冷淡そのものであった。米国政府は、韓国の立場や不安に対する理解は示す一方で、米韓間の双務的条約締結の必要性については一貫して否定していたのである。その理由として挙げられたのが、いわゆる「領土問題」である。先の梁裕燦大使との会談でダレス長官は、韓国が朝鮮半島全体を自国の領土として主張している点にふれ、「この場合、米国が武力を行使して朝鮮半島の全域から敵を追いつねなければならなくなるが、米国としてはこれを受け入れ難い」と説明した。要するに、韓国が、自国の勢力範囲内に置かれてない地域までを韓国の領土として主張している状況で、米国としては、その地域に対してまで武力行使を義務付けられるような防衛条約の締結には応じられないという主張であった。ダレスは結論的に、「相互防衛条約の締結をめぐる議論は、政治会議を通じて韓国問題が平和的に解決されてから検討した方がいい」と述べた⁶。

米国との相互防衛条約締結の必要性を主張する一方で、韓国政府が、自らの安全保障を確保するために米国側あらゆるルートを通じて要求したのが、米国による公式的な声明の表明であった。つまり、米国自ら、韓国を見捨てる意思を持っていないことを信頼すべき声明の形で発表するよう強く望んでいたのである。前述した4月8日のダレスとの会談において、梁裕燦は国連と米国から見捨てられることを心配している韓国国民の恐怖に触れ、「米国が韓国を見捨てる意思を持っていないことを声明を通じて公表できないか」と打診してきた⁷。

これに対してダレスは、決して韓国を見捨てる意思を持っていないと強調した上で、「朝鮮戦争が勃発した1950年6月以前の時点で、もし米国が自らの意思を明確にしていたら、共産主義者による侵略はなかったの

2 Rhee to Eisenhower, April 9, 1953, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUS と略す), 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 902-903.

3 Briggs to the DOS, 1225, April 15, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 910-912.

4 Telegram Outgoing, "Korean Formin Pyon," April 3, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1 1953, Box 6, 2846/Korea, Seoul Embassy, Classified General Records 1952-1963, RG 84, NA.

5 Memorandum of Conversation, "Korea Armistice Developments," April 8, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 897-900.

6 *Ibid.*

7 *Ibid.* 李承晩もブリッグズに、「韓国国民がもっとも切実に望んでいるのは米韓防衛条約である」が、仮にその締結が不可能であれば、少なくとも「何があっても韓国を見捨てない」との声明を米国が表明するよう、アイゼンハワーとダレスに伝えてほしいと促した。Briggs to the DOS, 1225, April 15, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 910-912.

であろう」と、事前に米国の意思をはっきり表明すべきであったと述べた。続けてダレスは、「このような声明を予め表明するには、タイミングと環境が問題となり、現に朝鮮半島の分断状況と交戦行為が続いているなか、公式な声明を発表することは容易ではない」としながらも、この件を持ち帰ってアイゼンハワーと検討することを約束した⁸。ブリッグズも、ダレスと梁裕燦の間で言及された「米国による独自宣言 (unilateral declaration)」に関して考慮すべきであり、可能であればそれを表明する前に、論評する機会を李承晩に与えることについても検討すべき」と国務省に促した⁹。

これを受けて米国政府は、4月16日に行われる予定であったアイゼンハワーの演説の内容と共に、李承晩が4月9日付けの手紙で提示した問題、すなわち、「中国軍が朝鮮半島から撤退しないまま休戦が成立することへの韓国側の反発に注目する」ことと、「韓国国民の苦勞と犠牲の価値をよく理解しており、韓国を忘れることはまずない」ことを内容とするアイゼンハワーからのメッセージを伝えた¹⁰。李承晩にとってこのメッセージが公式な声明として認識されたのかどうかは不明であるが、中国軍の駐留に対する韓国の懸念は依然として払拭しないままであった。李承晩は、4月22日梁裕燦に電文を送り、「もし国連側が、共産側との休戦会談において、休戦協定の成立の以降も鴨緑江以南における中国軍の駐留を認めることに合意しようとするならば、韓国政府としては、韓国軍を国連軍の指揮から離脱させることを考えざるを得ない」と米国側に通告するよう指示するに至ったのである¹¹。休戦に伴う先行条件5項目を米国側に提示して以来、韓国政府が、朝鮮半島における中国軍の駐留への警戒心を繰り返して表明していたことは前述のとおりであるが、韓国軍の「独自行動」の可能性を示唆したのは、これが初めてであった。

このような李承晩の休戦に対するアレルギー的な拒絶反応とも言うべき立場を、一番近いところで肌で直接感じていたのが、ブリッグズ大使であった。4月15日、前日の李承晩との会談を終えたブリッグズは国務省に電文を送り、李承晩の立場に対する分析の再検討を促した。まず、前述した梁裕燦とダレスとの会談で言及された「米国による独自の宣言を早急に考慮すべき」とした上で、「この宣言の内容に対する論評の機会を李承晩に与えることを考える余地もあるだろう」と進言した。また、政治会談の無用性を主張する李承晩の立場にも触れ、「休戦協定草案の第4条を改定することは難題である」と言いながらも、「政治会議の開催時期を遅くても休戦後の30日以内にすることについて検討する」よう強く勧告した。さらに、政治会議の開催と伴って、「60日間というその開催期間を明確に定めるべき」と主張した¹²。ブリッグズとしては、共産側が朝鮮問題の平和的な解決を望んでいるかどうかを、60日程度なら合理的かつ十分に判断できると考えたものであり、政治会議が長引くことによる米国の国内世論からの非難を逃れる狙いがあったと思われる。

ブリッグズと同様、朝鮮半島の現地において李承晩と接触を重ねてきたクラーク (Mark W. Clark) 国連軍司令官であったが、朝鮮問題をめぐる見解においては、両氏の間に温度差が存在していたのは興味深い。両氏は、1953年4月釜山で二日間の会合を開き、朝鮮半島問題をめぐって意見を交換した。まず、クラークは、「米韓相互防衛条約の締結が自身の任務遂行に妨げになりかねない」として、「少なくとも今の段階では条約の締結に賛成できない」と述べた。これに対してブリッグズは、前述した4月15日のアイゼンハワーからのメッセージを米国政府の独自宣言であると位置づけた上で、「条約締結をめぐって国務省と国防総省の間で早急に検討が行われるべき」と主張した。

朝鮮半島の統一に関連した問題、つまり今後の韓国復興支援の種類と期間、また休戦以後の政治会議への韓国の参加問題と政治会議の開催期間に上限を設けることなどの問題をめぐっても、両氏の意見は真っ二つに分かれた。クラークは、このような問題を政府レベルで解決策を議論すべきと述べ、休戦状態が安定し関連する

8 敷衍すれば、ダレスが「アイゼンハワーの声明で発表することが韓国にとって役に立つのか」と聞いたところ、梁裕燦は、それは「すばらしい」(wonderful) と答えた。ダレスも「この件を持ち帰って大統領と相談する」と述べ、声明発表の実現に含みを持たせた。

9 Briggs to the DOS, 1226, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 913-914.

10 Smith to Briggs, 653, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 912-913.

11 Memorandum of Conversation, "Future Security of Republic of Korea," April 24, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 933-935.

12 Briggs to the DOS, 1226, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 913-914.

問題がきちんととまとまるまでは、議論を避けるべきと考えた。一方ブリッグズは、このような問題を韓国政府が休戦会談に差し挟もうと目論みそうなだけに、「どのレベルでの解決が適当なのかの問題ではなく、今、取り組むべき問題である」と主張した。

李承晩による韓国軍の単独行動の可能性についても、クラークが憂慮の意を伝えたのに対して、ブリッグズは、「李承晩がそのような意図を自分に明かしたことはない」と言い、「彼が韓国軍を独自に運用するような極端な行動をとる可能性は希薄である」と反駁した。ただ、韓国政府と韓国国会がそろって朝鮮半島からの中国軍の完全な撤退と北朝鮮軍の武装解除といった条件を伴わない休戦には同意できないとしながら、韓国国民の感情を煽っている現状であるだけに、「李承晩が国民不安を助長しすぎた末、自分と彼の国民をコントロールできなくなる前に、米国としては、韓国を説得すべく、あらゆる手段と方法を講じなければならない」と強調した。

さて、李承晩からの指示を受けた梁裕燦は、二日後の4月24日国務省を訪れ、ロバートソン（Walter S. Robertson）極東担当国務次官補と会談した。この場で梁裕燦は、「米国が中国軍の朝鮮半島駐留を認める準備をしている」と報じられたニューヨーク・タイムズの記事に強い懸念を表明し、また、朝鮮半島における中国軍の駐留を韓国に対する死刑宣告と位置づけた上で、「仮に朝鮮半島に中国軍が駐留することになれば、韓国は最も困難な状況に置かれるだろう」と強調した。これに対してロバートソンは、ニューヨーク・タイムズの記事内容を否定しながらも、「軍事境界線が鴨緑江になろうが、朝鮮半島の腰になろうが、それとも現在の軍事接触線になろうが、ソ連と中国に対する脅威認識は変わらないだろう」と述べ、中国軍の朝鮮半島駐留に重要な意味を付与しようとしなかった¹³。

この場で梁裕燦は、中国軍の駐留に対する韓国政府の警戒心とともに、韓国軍を国連軍の指揮から離脱させることもありうるとした韓国政府の覚書を手渡した。韓国軍による単独行動というのは、その実行の時点によって休戦状況の定着どころか、休戦協定の実現そのものに悪影響を及ぼしかねない重大な問題であるだけに、米国としては最も警戒すべき事態であった。国連軍の指揮からの離脱をほのめかすかのような韓国政府の覚書をめぐって、4月26日マーフィー（Robert D. Murphy）駐日大使と協議したクラーク司令官は、李承晩が行動を実行する時期を、①休戦後の政治会議の条項に中国軍の撤退が盛り込まれなかった後、②休戦協定に中国軍の撤退を規定する条項が盛り込まれないまま休戦が成立した直後、のいずれかになるだろうと予測した。コリンズ（Joseph L. Collins）陸軍参謀総長に送った電文のなかで、前者の場合において、クラークは、後方支援体系の再調整を行って韓国軍に対するコントロールを維持することができるとする一方で、後者の場合、つまり休戦協定に署名した直後に韓国軍が北への武力攻撃を行い、休戦協定を違反するような事態の発生に対しては強い懸念を表明した。「休戦協定の条項に、朝鮮半島からの外国軍の撤退問題及び朝鮮半島の統一問題を盛り込むことは、不可能ではないにしても、現実的に実行可能とは言えない」とした上で、クラークは、韓国軍による極端な行動による緊急事態に備えるため、「エヴァーレディ計画」の実行を準備しなければならないと提言した。さらにクラークは、この問題と関連して、予定されていた白斗鎮国務総理の訪米にも触れ、「国連司令部の強力な支援者であり、韓国陸軍を統制する能力のある彼が、今のような時期に韓国を離れることは望ましくない」とし、訪米の日程を延期するよう建議した¹⁴。

その一方で、クラークとマーフィーが韓国側の覚書をめぐって協議した同じ日に、ブリッグズは李承晩を訪れた。実は、当初ブリッグズも日本に来て、両氏との協議に臨む予定であったが、国務省から「李承晩にアイゼンハワーからのメッセージを伝えるよう」との指示を受けて急遽来日を取りやめた。このメッセージとは、4月23日付のアイゼンハワーからの手紙のことであって、①自由世界は、共産主義からの侵略を撃退し、所期の成果を成し遂げており、②武力による朝鮮半島の統一に対しては、国連と米国ともにこれを支持しない、また、③朝鮮半島からの共産側の撤退をめぐっては、これ以上議論の余地がないことを、現状として認めるよう李承晩に迫る内容であった。李承晩の反応を探ったブリッグズは、「直ちに自らの立場を変えるとは思えな

13 Memorandum of Conversation, "Future Security of Republic of Korea," April 24, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 933-935.

14 Clark to Collins, C 62098, April 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 940-943.

いが、結局のところ穏健な立場へと転じることになるだろう」と判断した。「これ以上のない友好的な雰囲気であった」と、この日の会談の成果を評価したブリッグズは、「土壇場で、李承晩が現実的で合理的な立場をとらない可能性を、排除はできないものの、著しく低下した」と本国に報告した¹⁵。

国連軍の指揮からの離脱を示唆し、ブリッグズとの会談の直前には、中国軍が撤退しない限り休戦協定には同意できない立場を繰り返し表明しつつ、「必要であれば一人ででも戦い続ける」との声明を発表した李承晩が、なぜここで姿勢を軟化させたのかは不明であるが、クラークも、この4月26日のブリッグズとの会談における李承晩の態度に注視した。李承晩が梁裕燦駐米大使を通じて米国側に伝達した4月22日の覚書への対応に追われていたクラークとしては、韓国軍を国連軍の指揮から外す意図を実際に持っているのか、もしそうであれば、その離脱の時期がいつごろになるのか、李承晩の真意を確認するとともに、このような李承晩の極端な行動を思いとどませるにはどうすればいいのか、その対策を講じるのが急務であったのである。

そこで、その翌日にソウルに向かい李承晩と会ったクラークは、まず韓国からの覚書の内容に触れ、自らが分析したとおり、その実行時期をめぐる異なる解釈ができることを指摘した。これに対して李承晩は、「現時点で韓国軍を国連軍の指揮から離脱させるつもりはない」とした上で、「仮にそのような行動をとるとしても、クラークとの率直かつ徹底的な議論を行った後で、あくまでも最後の手段として実行する」と明言した。「国連軍司令部（UNC）としては、休戦の後、韓国軍による独自の敵対行動への後方支援は行わない」と念を押したクラークは、「李承晩が、自らの行動のもたらす結果を長期的に考慮せずに、また自分との事前協議なしに、韓国軍の単独行動を命令したり、国連軍の指揮から韓国軍を離脱させたりはしないだろう」とブリッグズと同様の報告をした。日程の見合わせまで建議した白斗鎮の訪米についても、クラークは、「予定通り彼の訪米を進めるべき」と前回の建議を撤回した¹⁶。ブリッグズとは違って、李承晩の単独行動を非常に警戒していたクラークは、この日の会談を契機にそのような懸念を完全ではないにしてもある程度和らげるようになったのである。

ところで、クラークとの会談を終えた直後の4月30日、李承晩は、彼に手紙を送り、「中国軍と国連軍の同時撤退の可能性」と関連した自らの具体的な考えを示した。実は、4月28日の会合において、李承晩とクラークの間では「休戦の後、適当な時期内に国連軍と中国軍が朝鮮半島から同時に撤退するとの特別条項を盛り込んだ休戦協定」についての議論が行われていた。韓国政府が、休戦の条件として朝鮮半島における中国軍の撤退を主張したのは周知のとおりであるが、そもそもいつごろの撤退を望んでいるのかについては具体的に示していなかった。先の4月26日の会談で、中国軍の撤退時期を単に「今すぐ」と主張し続けていた李承晩に対して、ブリッグズが「今日中なのか、明日なのか、明後日なのか、一ヵ月後、それとも休戦会談の最中の今なのか」と聞いたところ、李承晩は「具体的な時期に言及するのは適切ではない」と明言を避けたのである¹⁷。だが、その翌日の会談でクラークが、「休戦後の適切な期限内に国連軍と中国軍の撤退を規定する特別条項を休戦協定に盛り込む」ことを提示すると、李承晩は「それは望んでやまないことであった」と大いに歓迎した¹⁸。そして李承晩は、国連軍と中国軍の同時撤退に対する自らの立場をクラークに伝えたのである。

李承晩は、「韓国国民の士気維持、後方支援の充実を考慮すれば、依然として国連軍は、中国軍の撤退とは関係なく、引き続き駐留する必要がある」と言いながらも、「中国軍を朝鮮半島から撤退させる手立てがないのなら、両側の同時撤退を受け入れるしかない」とした。つまり、中国軍の駐留を、李承晩としては、いかなる場合でも認めるわけにはいかない事態と認識していて、国連軍の駐留を犠牲にしても中国軍の撤退の実現を望んでいたのである。そして、「このような同時撤退は当然、韓国の安全上のリスクを伴うものである」と

15 Briggs to the DOS, 1271, April 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 938-940.

16 Clark to Collins, C 62143, April 28, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 947-950. この日の会談においては、韓国の単独行動のほか、政治会議をめぐる議論も交わされていて、李承晩は、「休戦協定に政治会議の期限として『休戦から90日以内』を盛り込むべき」と政治会談の具体的な期限を設けることを主張した。これに先立って、李承晩との会談を終えたブリッグズが、4月15日に「政治会議の開催時期を休戦後の30日以内にし、またその開催期限を60日間とすべき」と国務省に勧告したのは前述の通りであるが、ブリッグズが当時、政治会議の開催期間をめぐる李承晩の要求に同調していたことが分かる。ただ、後述するように、米国政府としては、政治会議の期限を明示的に設けることには慎重であって、これもまた大きな争点となる。

17 Briggs to the DOS, 1271, April 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 938-940.

18 Clark to Collins, C 62143, April 28, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 947-950.

した李承晩は、中国軍と国連軍の同時撤退の条件として次の 8 項目の安全装置を提示した¹⁹。

1. 米軍の撤退以前に、米韓相互防衛条約を締結する。
2. 緩衝地帯を設ける。
3. 韓国が国境線を越えない限り、いかなる外国軍も韓国の国境を侵犯してはならない。
4. 米国とソ連との間で、相手に対する軍事的な備えの制限あるいは禁止を規定するいかなる協定も取り交わされてはならない。
5. ソ連による韓国への侵攻の兆候が見られる場合、米国は、国際的協定・協議を行わずに、直ちに韓国の防衛に取り組む。
6. いかなる状況下においても、日本の軍隊が朝鮮半島で活動してはならない。
7. 極東における平和が完全に定着するまで、韓国の海岸に対する海上封鎖と防空体制は維持すべきである。
8. 極東の平和と安全のため、米国は韓国の陸・海・空軍の増強を引き続き推進すべきである。

李承晩とクラークの間でどこまで突っ込んだ議論があったのかは不明だが、李承晩が、中国軍の撤退時期を、休戦の後にすることについて直に関心を表明したことは、米国にとって前向きなシグナルとして受け入れられた。実際に、上記の李承晩が提示した具体的な条項の内容を分析したブリッグズは、「米国からの安全保障上の公約の下で、韓国は自らは行動の自由を確保しようとする一方で、米国は様々なりスクを強いられているため、全体的に満足できるものではない」と言いながらも、李承晩が従来、休戦の受け入れの条件として、朝鮮半島からの中国軍の撤退を明確にしていたことを勘案すると、「彼が休戦条項とその代案をめぐって議論しようとしていること自体は、かなりの進展である」と評価した²⁰。同様に李承晩からの手紙の内容をめぐってクラークと協議したマーフィーも、「彼が具体的な条件を提示したのは、休戦を受け入れる用意があるとの証しであり、自分の関心を休戦以降の政治的な解決へと転換しようとする意図からである」と分析した²¹。

このクラークに宛てた李承晩の親書が米国側に与えたもう一つの重要なシグナルは、韓国の米韓相互防衛条約締結への熱望であった。既述したように、これまで米国は、将来ですら同条約を結ぶ意思がないことを韓国側に明確にしていたわけだが、マーフィーは、「李承晩が切実に望んでいるものは米国との相互防衛条約の締結にほかならない」と確信した上で、「もし、韓国に同条約を提案することになれば、これこそ米韓間の懸案に対する最適の解決策になるだろう」と、休戦成立と米韓相互防衛条約を結びつける可能性を見出していた²²。

米国としては、李承晩の考えをより正確に確かめる必要があったため、クラークが 5 月 12 日韓国に向かい、李承晩と二人きりの直接会談に臨んだ。まずクラークは、米韓相互防衛条約の締結問題について、「米国政府が、条約締結の重要性を認識し、前向きな姿勢で検討している」と伝えた上で、「休戦協定のなかに、米軍と中国軍による同時撤退の条項が盛り込まれることはない」と明言した²³。またクラークは、韓国軍の増強問題をめぐって、韓国地上軍の 20 個師団への増強に向けた自らの努力に理解を求める一方で、李承晩が手紙で指摘した他の争点については、「休戦の後の政治会議で議論されるだろう」と述べた。

これに対して李承晩は、「朝鮮戦争で最も重要な同盟国であり、多くの戦闘を共に遂行している韓国との条約締結を拒み続けている米国が、なぜ日本あるいは豪州及びニュージーランド等とは安保条約を結んでいるの

19 Rhee to Clark, April 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 955-956.

20 Briggs to the DOS, May 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 964-965.

21 Telegram Incoming, "Conferring with General Clark and Ambassador Murphy," May 10, 1953, Armistice Negotiations July 1953, Vol. 1, 1953, Box 6, 2846/Korea, Seoul Embassy, Classified General Records 1952-1963, RG 84, NA.

22 *Ibid.*

23 クラークが、「国連軍と中国軍の同時撤退」の構想を李承晩に提示する前に、米国政府と協議した形跡はなく、あくまでも彼の私案として提示したようである。この 4 月 27 日のクラーク・李承晩会談の直後、ブリッグズは、「朝鮮有事の際、米国が韓国の防衛のために来援することになった場合、米軍の撤退という状況が深刻な問題をもたらしかねない」ことから、「米軍撤退の最適な時期に関する確信が持てる時まで、米国が同時撤退を支持しているかのような印象を与えないように注意すべきである」と進言した。Briggs to the DOS, May 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 964-965.

か理解に苦しい」と嘆きながら、「米韓相互防衛条約の締結を最も切実に望んでいる」と明らかにした²⁴。さらに、李承晩は、韓国地上軍 20 個師団に向けた米国からの支援に加えて、「将来の安全保障を維持するためには、韓国海軍の編成が必要である」と真剣に言い出しながらも、自らが提示した他の問題の解決が休戦後の政治会議に後回しされるとしたクラークの見解に対しては、同意こそ表明しなかったものの、反発の発言は示さなかった。

クラークは、「韓国軍の国連司令部の指揮からの離脱、あるいは休戦の後の挑発的かつ敵対的な行為のような単独行動がゆえに、韓国と対立することを望んでない」と述べ、このような単独行動が、敵に有利な状況をもたらし、深刻な米韓関係の悪化を助長するだろうと警告した。これに対して李承晩は、「米国に韓国の立場や意見を完全に無視された場合にだけ、最後の手段として、単独行動をとることになる」と答え、いたずらに米国の憂慮するような単独行動をとることはないことを改めて明言した²⁵。

以上のように、米国から見捨てられる恐怖を強調しながら、どちらかと言えば、米国による単独宣言の方よりは米韓相互防衛条約の締結の方を要求する韓国政府に対して、米国は、同条約の提案によって、韓国との間で生じている様々な懸案の解決が期待できるとの認識を一部で持っていたものの、条約の適用範囲をめぐる「領土問題」、またそれが共産側との休戦会談に与えかねない悪影響への懸念から、同条約の締結をめぐる議論は一向も進まなかった。一方、休戦成立の先決条件を米国側に提示するとともに、この条件が認められなかった場合、韓国軍による単独行動も示唆した李承晩であったが、休戦が中国軍の撤退を保証するものであれば、単独行動をとることはないとした。そこで、米国としては、李承晩が非現実的・非理性的な立場をとる可能性を、排除はしなかったものの、極端な行動に転じる可能性は低いと判断し、韓国側からの休戦条件に対しても、その解決をできるだけ休戦後の政治会議に後回ししようとした。

第 2 章 反共捕虜の送還をめぐる休戦会談

休戦への協力の条件の中でも、朝鮮半島からの中国軍の撤退とともに、李承晩が決して自らの立場から譲ろうとしなかったのが、北朝鮮軍の反共捕虜の送還問題であった。休戦にともなって反共捕虜たちがどのように処遇されるのかは、李承晩にとって、自分の国内政治における権力基盤とも絡む一大の問題であったためである。1953 年 5 月の時点で、韓国国内における捕虜収容所は 9 箇所あったが、この収容所にはそれぞれ米国人司令官と若干の行政・技術要員らが配置されているだけで、実際の警備を担っている兵力の殆どは韓国陸軍であった。それだけに反共捕虜の釈放に踏み切る実行力を李承晩は持っていたと言えるが、この実情については、米国も十分認識していた。

前述の 5 月 12 日の李承晩との会談を終えたクラークは、実際に李承晩が、韓国警備隊による反共捕虜の釈放の可能性について言及したことを取り上げ、「反共捕虜の中立国への送還に対する李承晩の反対の度合いが尋常ではない」ことを統合参謀本部に報告した。休戦条項をめぐる大詰めの会談を進めていた国連側と共産側は、5 月 13 日に休戦会談を予定していたが、クラークはその前日、すでに仕上げられていた UNC 側の休戦案の提示を遅らせてでも、「休戦と同時に送還を希望しない北朝鮮の捕虜を釈放させる」との条項を同案のなかに盛り込むことへの許可を統合参謀本部に求めた。北朝鮮軍の反共捕虜の釈放への李承晩の執着振りとその重大さを強調したクラークは、「休戦会談当日の午前 9 時までに本国からの指針が与えられなければ、行政的な理由を挙げて会談を延期するつもりである」と付け加えた²⁶。

24 クラークは、仮に米韓相互防衛条約の締結が不可能であれば、「李承晩としては、最小限の措置として、休戦協定が破棄された場合、韓国へのすばやい支援を約束する米国政府からの保証を要求するだろう」と考えた。この点について、何らかの言質を李承晩に与えたわけではないが、クラークは、「なぜ、米国によるそのような声明が未だに行われていないのか」との疑問を投げかけながら、「米国政府による安保コミットメントが行われると、米国が直面している様々な問題に対する韓国からの同意が得られるだろう」と感じていた。ちなみに、クラークは、この公約の内容として、「休戦協定調印の直後、国連を通じて韓国に派兵した国々による政策合同声明の発表」を提案している。

25 Clark to the JCS, CX 62406, May 13, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1010-1012.

26 Clark to the JCS, HNC 1678, May 12, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1008-1010. 敷衍すれば、クラークは、「戦争捕虜の強制的な送還禁止の原則を犠牲にしなければ、いくら韓国が休戦に反対しても、結局米国が休戦に漕ぎ着けることを、李承晩もよく分かっているだろう」と考えた。

クラークから報告を受けた統合参謀本部は、UNC 側の休戦案の一部として北朝鮮軍の反共捕虜を休戦と同時に釈放させることを共産側に提示することを承認し、会談当日ラクは国連軍側の休戦案を共産側に提示した。だが、この案を持ち帰って検討した共産側は、翌日の5月14日、このUNC 側の休戦案を拒否した。送還を希望しないからといって、自国の兵士たちが休戦と同時に敵国である韓国で釈放されることは、北朝鮮としては到底受け入れがたい条項であったのであろう。

こんななか、外遊中であったダレス国務長官に代わってスミス（Walter B. Smith）国務副長官が、UNC 側の新しい休戦案と共にアイゼンハワーの立場を李承晩に伝えるよう、ブリッグズとクラークに指示した²⁷。その内容は、これまで韓国の安全保障の確保と休戦のための条件に対する米国の立場が明記されたものであった。前者に関しては、まず、「今の状況では韓国と相互防衛条約を締結することはできない」とした上で、その代わりに米国と他の国々が「拡大制裁宣言」に署名することと、韓国軍をおよそ20個の地上軍師団と1個の海兵隊旅団の水準まで増強させることが盛り込まれていた。その一方で、中国軍の撤退については、休戦後の政治会議の場でその解決を図るとしながら、政治会議、相互軍事支援協定、韓国軍の増強における米国からの支援を確保するためには、韓国政府が、①休戦への反対あるいは休戦阻止のための扇動を差し控えると同時に、韓国国民に対してそのような活動に参加しないよう影響力を行使すること、②休戦の履行に全面的に協力すること、③韓国軍を、その必要性を否定する米韓合意に至るまで、UNC の作戦統制下に置くと保証する公式な宣言を発表すること、が条件付けられた²⁸。

5月25日、ブリッグズとクラークは李承晩を訪れ、米国のこのような立場とともに新しいUNC 側の休戦案を提示した。言うまでもなく、米韓相互防衛条約に対する米国の立場は李承晩を大いに失望させた。李承晩は、「拡大制裁宣言は自分と韓国国民にとってさほど意味がない」とし、「日米安保条約のような二国間条約の締結の望んでいる」と強調した上で、包括的な軍事支援協定についても「共産側にこの協定の実行力を確信させるためなら、敵対行為が終わる前に今すぐ結ぶべきである」と主張した。さらに、今の分断状況について李承晩は、「植民地時代から解放された直後の1945年、ソ連との間で38度線を基準として朝鮮半島を分割することに合意した米国にも一部責任がある」と指摘した上で、「政治会議が朝鮮半島を永久に分断させる公式な政治的合意の場になりかねない」と不信感をあらわにした。

韓国との相互防衛条約を結ぶ考えは今のところないとした米国立場の表明に続いた、UNC 側の新しい休戦案に関するブリーフィングは、李承晩の失望感を増幅させた。李承晩は、「この休戦案には、韓国側の最小限の要求であった朝鮮半島からの中国軍の撤退すら盛り込まれていない」と指摘しながら、韓国側の案として「国連軍と中国軍の同時撤退による交戦行為の収束を提出したらどうか」と言い返した。前述したように、中国軍の撤退時期について、「休戦成立の前あるいは休戦と同時に」から「休戦の後に」へとその立場を譲っていただけに、李承晩は、どんな形であれその撤退に関する条項が休戦案に盛り込まれることを願っていた。だが、米国は、休戦後の政治会議の場で中国軍の撤退問題が議論されるとしながらも、これを休戦案に明記することは避けたのである。

この中国軍の撤退問題に加えて、さらに李承晩を反発させたのが、反共捕虜の処遇をめぐる条項であった。前述したとおり、「休戦と同時に、本国への送還を希望しない北朝鮮軍の捕虜を釈放する」ことへの共産側の反対から、反共捕虜の送還をめぐる条項はその修正を余儀なくされた。それに加えて、とくに李承晩は、共産側からの人員による6ヶ月間に及ぶ説得期間が設けられたことと、インド軍が韓国の後方に駐留することに強い警戒心と不満を漏らしたのである。結局、「米国と国連に全面的に協力すること」を保証する公式な声明どころか、李承晩は、「必要であれば韓国一人でも戦い続けるとの公式な宣言を発表することを考えざるを得ない」と述べた²⁹。

27 この電文の内容については、米国防総省と米国務省も了承した。

28 Smith to Briggs, Deptel 723, May 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1086-1090.

29 Briggs to the DOS, 250539Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1097-1098. 李承晩は、口頭で提示した内容の要旨を文書化して改めて送ることを求め、この文書が届いた後、公式な韓国の見解を表明すると述べた。米国としても、米国の立場を李承晩が間違いなく理解することを望み、5月27日に覚書を韓国側に伝えた。

このような李承晩の非協調的な態度から、「彼が北朝鮮の反共捕虜たちを釈放する動きを見せる可能性が濃厚である」と判断したクラークは、「李承晩にはそのような行動をとる意思と能力がある反面、自分にはそれに対応できるような効果的な手段がない」と自評した³⁰。また、「仮にこのような事態が発生すると、UNCとしては、共産側からの非難だけでなく同盟国からの非難にもさらされることになるだろう」と述べ、合同参謀本部がこの問題に注目するよう呼びかけた³¹。

北朝鮮軍の反共捕虜を釈放する可能性については、ブリッグズも、「李承晩が実際に単独行動に踏み切る恐れがある」と判断した。5月25日、李承晩との夕食の後、ブリッグズと一緒に帰った卞榮泰外交長官は、UNC側の休戦案に反対する韓国側の立場をまとめて説明した上で、「もう少しで、ある行動を実行することを検討中である」と反共捕虜の釈放をほのめかすかのようなことを漏らしたのである³²。

韓国側の強い反発の背景には、韓国の要求が休戦案に反映されなかったことに加えてより根本的な理由があったことを指摘せざるを得ない。つまり、李承晩がクラークからUNC側の新しい休戦案を「通知」されたのは、共産側にその案が提示された日と同じ日であって、休戦案をめぐる米韓間の事前協議はさておき、少なくとも休戦会談に臨む前の段階で国連側の立場を説明して韓国側に理解を求めたりするような配慮が、欠如されていたのである³³。李承晩からすれば、UNCが戦争の当事者である韓国の頭越しに共産側と休戦会談を進めるとしか受け止められなくなり、それが米国に対する不信感へとエスカレートしたと言えよう。

以上のように、国連軍側の新しい休戦案には、朝鮮半島からの中国軍の撤退に関する条項が盛り込まれないまま、本国への送還を希望しない北朝鮮軍の捕虜たちの処遇についても、韓国側の要求が反映されていなかった。この休戦案とともに、米韓相互防衛条約締結の必要性を否定した米国の立場を伝えられた李承晩は、5月30日にアイゼンハワー宛に親書を送り、自らの立場を表明した。まず、「中国軍の駐留を認める休戦案を受け入れるのは、韓国政府としては、まるで抗議すらろくにしないまま死刑判決を認めることと同然」とした上で、米国による対韓支援の条件として提示された「米国と国連に全面的に協力する」との公式な声明を発表することはできないと明記した。

そして、共産側とUNCがお互いに自らの都合に合わせて休戦案を突きつけ、またお互いに相手から断られるといった手詰まりの現状を批判しながら、李承晩は今後、「朝鮮半島から中国軍と国連軍が同時に撤退すること」を内容とする韓国政府の案を提示することを示唆した。さらに李承晩は、両側の同時撤退に先立って、次のような事項を盛り込んだ米韓相互防衛条約が締結されるべきであると主張した³⁴。

1. 韓国が侵略された場合、米国は、他の国々との協議あるいは議論がなくても、即刻軍事的支援を行うために来援する。

30 捕虜収容所の実際の警備を担っていた警備隊の殆どが韓国陸軍であったことは、前述のとおりであるが、捕虜釈放のような事態に備えるために、この韓国軍警備隊を米軍に入れ替える方案が検討された。これに対してクラークは、「共産主義の統制に抵抗している北朝鮮軍の捕虜たちに武力を行使するために米軍が配置するのは大きな不幸である」と指摘した上で、「今は敏感な時期だけに、米軍による収容所の掌握が、かえって事態を悪化させる恐れがある」と警告した。

31 Clark to the JCS, 250610Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1098-1100.

32 Briggs to the DOS, 252255Z, May 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1102-1103. 具体的に卞榮泰は、「最初、監視委員会が組織されるまでの60日間、共産側からの要員が捕虜の説得に努める90日間、政治会議の開かれる間の30日間、それから国連に引き渡されるまでの未定の期間までを合わせると、送還を拒否する捕虜たちには少なくとも6ヶ月以上の追加的な拘留期間が課せられることになる」と指摘した。この追加的な拘留期間は、反共捕虜にとって、3ヶ月間に及ぶ説得期間とともに送還を拒否しつづける意志の変更を余儀なくされるほど、過酷なものであると強調した。

33 端的に言えば、卞榮泰は、「UNC側の休戦案が、板門店において完成されるまで李承晩には提示されなかった」と批判した上で、「休戦が規定事実として扱われている」と憤慨した。Briggs to the DOS, 252255Z, May 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1102-1103. ちなみに、この新しいUNC側の休戦案への同意には共産側も難色を表明した。1953年5月25日、ハリソン（William K. Harrison Jr.）陸軍中將の要請で、秘密会談（executive session）の形で開催された板門店での会談において、共産側の首席代表の南日は、「本国への送還を拒否する捕虜を休戦から120日以後に釈放するか、国連側に送還するかといった両者託一案は、彼らを米国の統制下の国々に引き渡すことと同然」と非難した上で、他の条項に対しても更なる研究が求められると述べた。

34 Rhee to Eisenhower, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1124-1126. この手紙は、釜山にある米大使館からの電文に添付されてワシントンに伝えられた。

2. 米国による韓国軍の増強への支援を可能にするため、国連と共産側の間では、韓国と北朝鮮における防衛力の抑止について合意してはならない。
3. 米軍からの支援がなくても韓国独自の防衛ができるよう、米国は武器、弾薬、他の軍需物資に対する十分な支援を行う。
4. 敵の侵略を抑止するために、米空軍と海軍は現在の場所で駐留を続ける。

要するに、米国の来援、韓国軍の増強、そして在韓米軍の駐留を骨子とする米韓相互防衛条約の締結を要求したわけであるが、これは、韓国が同条約の締結を切実に望んでいることを表す強力なシグナルとして米国に受け止められた。とくに、反共捕虜の送還問題と中国軍の撤退問題に対する韓国政府のさらなる反発に直面した米国としては、米韓相互防衛条約の締結がその打開策として浮上することになったのである。

第3章 米韓相互防衛条約へのアイゼンハワーの承認— 交渉開始の提案

李承晩による反共捕虜の釈放の可能性が濃厚であるとの現地司令官の報告を受け、ワシントンではその対応に追われた。1953年5月29日の午前11時に開かれた国務省・統合参謀本部合同会議 (State-JCS Meeting) では、新しい国連軍側の休戦案への韓国の反対による米韓関係の不和の深刻さとともに、不測の緊急事態の発生に対応するために、クラークが提案した行動方針を盛り込んだ大統領用の覚書を用意することを決めた³⁵。ここで言う「行動方針」とは、李承晩を監禁し韓国にUNCの軍事政府を樹立することを目指す「エヴァーレディ計画」にほかならない。

この覚書は同じ日の午後、ダレスとウィルソン (Charles E. Wilson) 国防長官にそれぞれ報告されたが、両氏ともに韓国にUNCの軍事政府を樹立する案には待ったをかけた。その代わり、両長官は仮の措置として、①米韓関係の深刻な状況については5月30日、大統領に報告する、②韓国政府との不和による緊急事態に対応するため、国連軍司令官には予備措置を講じる権限が与えられる、③重大な事態が発生した場合、国連軍司令官には国連軍の統合のための行動をとる権限が与えられる、④クラークは、ダレスが米韓相互防衛条約のための交渉開始を承認するよう大統領に勧告していることを、李承晩に知らせる権限を持つ、⑤この④の権限は、危険かつ挑発的な状況を防げるとの判断の下、クラークの裁量で行使できる、といった事項をクラークに通知することを決めた³⁶。

このような仮の措置とともに、クラークには「米国が相互防衛条約のための交渉開始を提案した場合、その見返りとして、李承晩がUNC側の休戦案に同意するのか」に対する見解を求める指示が伝えられた。ワシントン時刻で5月30日早朝に届けられた答申において、クラークは、「米韓相互防衛条約に向けた交渉開始の提案だけで、李承晩が直ちにUNC側の休戦案に同意するとは期待しにくい」としながらも、「少なくとも休戦への彼の積極的な反対姿勢を和らげることにはできる」と述べ、韓国に米韓相互防衛条約に向けた交渉の開始を提案することを肯定的に評価した³⁷。

クラークからの報告が届いた直後の午前11時から、国務・国防総省間会合がダレスの執務室で行われた³⁸。

35 Memorandum of the Substance of Discussion at a Department of State-Joint Chiefs of Staff Meeting, May 29, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 1114-1119.

36 コリンズは5月29日クラークに電文を送り、国務省と国防総省の共同指示として、「今日ダレス国務長官が中東から帰国しており、明日はウィルソン国防長官とともに大統領を訪れ、韓国政府に相互防衛条約を提案することをめぐって協議を行う予定である」としながら、「国務省とJCSの間では2国間条約をめぐる韓国政府との協議開始について同意して」ことを伝えた。「仮に大統領からの正式な承認が与えられる前の時点であっても、緊急事態の発生に役に立つとの判断があれば、ダレスが米韓相互防衛条約のための協議開始をアイゼンハワーに強く建議していることを李承晩に口頭で知らせてもいい」と述べた。Collins to Clark, DA 940238, May 29, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 1119-1120.

37 Clark to the JCS, CX 62747, May 30, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 1120-1121.

38 この会議には、両省長官のほか、統合参謀本部からはラドフォード統合参謀本部議長に代わってコリンズ陸軍参謀総長、前日の国務省・統合参謀本部合同会議にも出席していたナッシュ (Frank C. Nash) 国家安全保障担当国防次官補、そしてスミス (Walter B. Smith) 国務副長官などが出席した。

ここでは、まず、韓国に国連軍による軍事政権の樹立を提案したクラークの意見に対して、米国政府としては同意できないとした上で、この趣旨をクラークに知らせることを決めた。これで、テイラー（Maxwell D. Taylor）在韓米8軍司令官が作成し、クラークを通じてその実行が一時検討された「エヴァーレディ計画」は、アイゼンハワー大統領に報告されることなく、ダレスとウィルソンによって正式に封じられることになった。また、この会合においては、「フィリピンとの相互防衛条約と ANZUS 条約の条項に沿って、韓国とも相互防衛条約の締結に向けて交渉を開始する意思があることを、韓国側に提案する」ことへの承認をアイゼンハワー大統領に建議することにした。この際、韓国政府には、①新しい国連軍側の休戦案に同意すること、②休戦協定の履行に協力すること、そして③韓国軍を国連軍司令官の作戦統制下に置くことを、交渉開始の条件として提示することにした。

国務・国防総省間会合の直後、ダレスとウィルソンの一行はアイゼンハワー大統領を訪れた。ダレスから、上記の三つの項目への保証を条件に、相互防衛条約のための交渉開始を韓国に提案すると、の建議を受けたアイゼンハワーは、即座にこれを承認した。結局、UNC 側の休戦案に対する韓国政府の激しい反発に遭遇した米国の選択したのは、李承晩を監禁して軍事政府を樹立することではなく、米韓相互防衛条約の交渉開始を提案することであった。ただ、ここで注意すべきは、この時点で米国が韓国に提案することにしたのは、同条約を締結するとの保証ではなく、あくまでも韓国側の休戦への協力と韓国軍に対する UNC の統制を前提とした交渉の開始であった点である。従って、交渉開始の条件を李承晩が受け入れるかは全く未知数であったため、交渉自体が成立しない可能性もはらんでおり、また、条約の締結に向けて交渉が始まったとしても、実際の締結が遅らせる可能性もあったのである。

そもそも、共産側に休戦案を提示する前に、国連軍司令部が韓国と協議を行ったわけではないことから起因する不信感と、休戦案の条項に対する韓国側の激しい反発を考慮すれば、相互防衛条約のための交渉開始を提案することだけで、李承晩が休戦反対の姿勢をどこまで軟化させるかは疑問の余地があったと言える。実際、5月29日国務省から、クラークと同様に「米韓相互防衛条約に向けた交渉開始の提案が、李承晩からの休戦への支持を取り付けることに役に立つのか」に関する意見を緊急に報告するよう求められたブリッグズは、その回答で否定的な見方を示した。つまり、ブリッグズは、「米韓相互防衛条約に向けた交渉開始を提案することは、米国の姿勢が、朝鮮半島における李承晩の基本目標を容認する方向にシフトしていることを、韓国に示す重要な段階になるだろう」としながらも、「国連軍側の休戦条項、とくに北朝鮮軍の反共捕虜の送還に関する内容を大幅に修正しない限り、李承晩の反対姿勢を和らげる可能性はまずない」と報告したのである³⁹。米韓相互防衛条約の交渉開始の提案を肯定的に捉えていたクラークですら、共産側の代表らも含まれている中立国送還委員会に捕虜たちを引き渡すことと、インド軍が反共捕虜を監視することに対する李承晩の警戒心が非常に強いことから、「チェコとポーランドの中立国送還委員会へ参画、インド軍による韓国駐留の実現は、決して楽観できない」と報告した⁴⁰。

ここで指摘したいのは、韓国側による相互防衛条約締結の要求に対して公式的には難色を示していた国務省が、アイゼンハワーが同条約の交渉開始の提案を承認する以前から、内部的には条約締結の必要性を検討しており、しかも条約の具体的な草案まで作成していた事実である。卞榮泰と会談した直後の1953年4月、ブリッグズは国務省に電文を送り、「韓国政府が、休戦協定に対する反対の撤回と引き換えに、相互防衛条約の締結を米国側に要求し続けるだろう」と予測した。その上でブリッグズは、「見捨てられる恐怖こそ、韓国が休戦に反対している根本的な原因」であると指摘し、韓国による休戦反対の姿勢は無視できない問題であると位置づけ、「米国としては、相互防衛条約の締結を容認することに関して考慮する時期が到来した」と分析した⁴¹。

39 Briggs to the DOS, GX 5478, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1121-1122. ただ、ブリッグズからのこの報告は5月30日午後2時を過ぎて国務省に届けられており、韓国側に相互防衛条約のための協議開始を提案することをアイゼンハワーが承認する過程において、判断材料として活用されることはできなかった。

40 Clark to the JCS, CX 62747, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1120-1121.

41 Telegram Outgoing, "Korean Formin Pyon," April 3, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1 1953, Box 6, 2846/Korea, Seoul Embassy, Classified General Records 1952-1963, RG 84, NA.

ほぼ同じ時期、国務省北東アジア課も、①韓国が感じる見捨てられる恐怖は甚だしい、②米国による声明あるいは決議案の発表は、韓国の恐怖を和らげるには効果的ではない、③韓国を含む太平洋同盟（Pacific Pack）の創設は時期尚早である、従って、④今の段階において、韓国の恐怖を和らげるには、韓国と二国間条約を締結することこそがもっとも実行可能な手段である、と結論付けた⁴²。米 국무省からこの北東アジア課の草案に対する検討意見を求められたブリッグズは、「軍事公約（少なくとも、その意図）が実際に存在することを侵略者たちに思い知らせることによって初めて抑止効果が達成できるということは、朝鮮戦争の勃発から引き出せる教訓である」とした上で、「韓国政府、韓国国民との友好な関係を維持するためだけではなく、潜在的な敵国に対する抑止効果を達成するためにも、米国によるコミットメントの存在を公にすべきである」と草案の結論に同意した。さらに、米韓防衛条約の中身についても、ブリッグズは、「全く防衛的ではないという非難があるからといって、その内容を後退させることなく、その目的と決意が明確に表れるよう作成すべきである」と自らの見解を披瀝した⁴³。

アイゼンハワーが米韓相互防衛条約の締結に向けた交渉開始の提案を承認した直後である6月2日に、ヤング（Kenneth T. Young, Jr.）北東アジア課長は、作成されてから一箇所か二箇所の些細な修正を除き、大統領と国務長官との間で協議されたものとして、米韓相互防衛条約の草案をブリッグズに送り、草案の妥当性に関するコメントを求めた⁴⁴。この草案の内容が、先のほぼ2ヶ月前に作成された草案に基づいていることは言うまでもないが、とくに注目すべきなのは、同条約の適用範囲を規定している第4条である。つまり、この草案の第4条では、「現在あるいは今後相互の施政権のおよぶ地域を対象とする」とされ、4月8日の梁裕燦との会談でダレスが、米韓相互防衛条約の締結に難色を示しながら指摘した「領土問題」の解決を図った。同条約の交渉開始を提案することに方針を固めた米国としては、条約の適用範囲を、韓国に限って言えば、朝鮮半島の全域ではなく、あくまでも韓国の施政権の及ぶ地域に限定することによって、自らが指摘した問題を解決して韓国との協議に臨もうとしたのである。

第4章 李承晩による反共捕虜の釈放とその影響

国連軍側の休戦案に対する李承晩の反発を重く受け止めた米国政府は、やがて休戦への韓国政府の協力と韓国軍による単独行動の禁止を条件に、米韓相互防衛条約締結をめぐる交渉を開始する意思があることを伝えることにした。アイゼンハワーからの承認を受けてコリンズは、「アイゼンハワー大統領が、米比相互防衛条約とANZUS条約の形に添って、米韓相互防衛条約のための交渉開始を韓国側に提案する権限をクラークとブリッグズに与えた」とクラークに伝えた⁴⁵。ワシントンからの決断に従って、クラークとブリッグズはこの米国の意思を李承晩に伝える時期を探っていたのだが、李承晩との議論をいつ再開するかに関しては、仮に共産側が国連軍の休戦案を受け入れなければ、その対応として休戦案の修正もありうることから、予定されている休戦会談での共産側の反応を待ってから判断することにした。

共産側の行政的理由から三日間にわたって延期されていた休戦会談は6月4日再開された。この会談で共産側の休戦案が提示されたわけだが、捕虜の送還問題をめぐる次の二つの事項を除いて、5月25日のUNC側の

42 Telegram Outgoing, "Conclusion of NA Draft Paper," April 7, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1 1953, Box 6, 2846/Korea, Seoul Embassy, Classified General Records 1952-1963, RG 84, NA.

43 *Ibid.* 敷衍すれば、ブリッグズは、米韓相互防衛条約の公式化で生じるいくつかのリスクと不利益を勘案すると、「米国としては、米韓相互防衛条約への韓国の熱望を最大限利用しなければならない」と強調し上で、「米韓防衛条約締結の見返りとして、朝鮮戦争の休戦、また韓国の平和的統一を達成するための米国と国連の努力への韓国政府の協力を取り付けるべき」とも勧告した。

44 Letter with Draft of Security Pack, June 2, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1 1953, Box 6, 2846/Korea, Seoul Embassy, Classified General Records 1952-1963, RG 84, NA.

45 Collins to Clark, DA 940241, May 30, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 1122-1123. このメッセージとは別途に、コリンズは、「韓国国内で李承晩政権に対する政治的・軍事的不満が発生した場合、国連軍の統合と安全を確保するために必要とされる行動をとる権限が与えられる」とししながらも、「米国政府としては、韓国に国連軍司令部の軍事政府を樹立することに同意できない」とした米国政府の決定をクラークに伝えた。Collins to Clark, DA 940242, May 30, 1953, *FRUS*, 1952-1954, vol. 15, pt. 2, pp. 1123-1124.

休戦案を殆どそのまま受け入れる内容であった。依然として捕虜 1,000 人に当たり 10 人の説得者 (explainers) を送り込むことを主張する一方、本国への送還を拒否する捕虜たちを民間人として釈放することの変更がなされた。つまり、「送還の権利を行使しない捕虜たちと、送還委員会に引き渡されてから 120 日が経過してもその配置に関する政治会議での合意が得られない捕虜たちに対して、中立国送還委員会が、その身分を捕虜ではなく民間人として釈放することを宣言する」となっており、これは UNC 側の期待を遥かに超える共産側の譲歩であった。共産側が UNC 側の提案を事実上受け入れたと評価したマーフィーとクラークは、「近いうちに休戦協定を完成することになり、これ以上障害は生じないだろう」とワシントンに報告した⁴⁶。

この 6 月 4 日の休戦会談の結果を受けて、クラークが翌日に李承晩に説明を行う予定であって、この場で米韓相互防衛条約の交渉開始の米国の意向が伝えられるはずであった。ところが、結論から言えば、李承晩の強硬な姿勢に遭遇し、同条約をめぐる交渉開始の提案は次回に持ち越された。クラークとブリッグズは予定通り 6 月 5 日の午後、李承晩を訪れ、およそ 1 時間半にわたって会談を行った。まずクラークは、共産側が事実上 UNC 側の休戦案を受け入れたことを強調しながら、前日の休戦会談の結果を李承晩に説明した。ブリッグズも、「休戦は韓国の平和と統一のための第一歩であり、これから韓国は、戦争による被害を克服して国の再建と復興を成し遂げるだろう」と述べた上で、「米国政府としては、来るべき政治会議において親密かつ強力なパートナーとして韓国に協力する方針である」と強調した。

これに対して李承晩は、「中国軍と国連軍の同時撤退が実現できなければ、朝鮮半島における平和と統一は不可能である」としながら、「国連側も共産側もそれぞれ休戦案を提示しており、韓国としても、その公式な案を提示すべきである」と 5 月 25 日の主張を繰り返した。続いて李承晩が、5 月 30 日付の自らの手紙の米韓相互防衛条約に触れると、クラークとブリッグズは、適切な時期に同条約の締結に向けて交渉を開始することと、その引き換えとして休戦への韓国からの支持を取り付けることを想定する可能性について聞いた。返事がなかったため、何回も繰り返してその答えを求めたものの、李承晩は明言を避けながら、「今後、何かを行動する前に、韓国の立場を声明をもって表明する」と要点をぼかしただけであった。

そこで、韓国からの休戦への支持を確保するための誘引剤としての米韓相互防衛条約の効果を確信できない状況のなか、クラークとブリッグズは、しばらく会談の休会を要請した。国連軍と中国軍の同時撤退以外に、李承晩を満足させる条件はないと判断した両氏は、今の時点で米韓相互防衛条約の交渉開始を提案するのは望ましくないと結論付け、李承晩の出方を見極めながら適切なタイミングを狙うことにした。

会談が再開されると、李承晩は、「これから 1～2 日後には韓国政府の立場を公式な声明の形で発表する」ことを明らかにしながらも、ただ、「少なくとも今のような重大な時期に、休戦反対のための軽率な行動あるいは韓国軍による単独行動をとることはない」と述べた。これに対してクラークは、「公式な声明を発表することが、朝鮮半島で維持されてきた自由世界の団結に亀裂が深まったとの誤った印象を共産側に与えることになりかねない」と憂慮を表明したものの、李承晩も、声明を発表した後にとる行動についての言及を避けたため、この日の会談はここであっけなく終了した⁴⁷。

李承晩は、休戦をめぐる様々な事案に協力しないと、米国からの軍事的・経済的支援が途切れる恐れがあることをよく認識しているはずであって、彼が「国連軍の安全を危険にさらすような行動は取らない」と個人的に保証したことも、その文脈から起因する発言であったと思われる。だが、その一方で、李承晩は、国連軍と中国軍の同時撤退を主張するとともに、インド軍による韓国駐留、また共産側の国々の人たちが韓国の後方地域に入国することに対しては非常に強い警戒心を持っており、それに反対する姿勢を明確にしていた。韓国が少なくとも当面の間、北朝鮮を攻撃することはないにしても、捕虜の送還問題に対する李承晩の抵抗は、依然として強力かつ断固としたものであったのである。一方では、共産側が事実上 UNC 側の休戦案を受け入れたことを圧迫材料として、他方では、米韓相互防衛条約のための交渉開始を宥和材料として、韓国政府から休戦への協力を確保しようとした米国の試みは、当初から難航したのである。

46 Memorandum by the Secretary of State to the President, June 4, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1138.

47 Briggs to the DOS, DTG 050850Z, May 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1144-1146.

李承晩は、自分の言葉通り、6月6日韓国政府の立場に関する声明を発表し、その翌日には、5月15日以来、休戦会談への出席をボイコットしていた韓国側代表の崔徳新准将と彼の参謀らを板門店から引き上げる措置を取った。クラークは、休戦への韓国からの支持を確保するために、米韓相互防衛条約の交渉開始を提案する時点を見合わせていたが、結局彼にその提案の機会を訪れなかった。ワシントンから、韓国側の休戦受け入れを条件に米韓相互防衛条約の交渉開始の提案を盛り込んだアイゼンハワーの親書が送られたのである。6月7日の午後、クラークとブリッグズは再び李承晩を訪れ、このアイゼンハワーの親書を手交した。クラークは、アイゼンハワーからの手紙を手渡す前に、「もし休戦協定の調印を韓国側が認めれば、米国は米韓相互防衛条約の締結に向けて交渉に入る」と李承晩の注意を喚起させた上で、「アイゼンハワーが李承晩との会談を望んでおり、李承晩が望むなら、ソウルで会談を開くことも可能である」と明らかにした。

ところが、李承晩はこの提案に何の関心も示さずに、「仮に米国が休戦協定に署名するならば、適当な時期にある行動をとる準備を整えている」と言い返ししながら、「米国が中国の駐留を認める限り、韓国は生きていられない」と強調した。その一方で、「インド軍の韓国への駐留も断固として認められない」と従来の姿勢を繰り返した上で、「捕虜の監視任務がスイスのような真の中立国に与えられるなら、米国が心配するような事態は起こらないだろう」と述べた。

クラークは、「国連軍司令部としては、5月25日のUNC側の休戦案の成立を推進するつもりであり、捕虜問題に関しても共産側との合意を目前に見ている」と強調した上で、休戦への韓国の協力を改めて求めた。さらに、「韓国が、中立国送還委員会による捕虜の処遇に関する内容と、米国政府の立場が強制的な送還を支持しているわけではないことを、捕虜たちに説明する際に協力してくれれば、送還を望まない捕虜たちは釈放されて民間人の身分となり、希望すれば韓国人になるだろう」と、北朝鮮軍の反共捕虜たちの送還問題への協力も李承晩に求めた。このような従来の立場を改めて伝える一方で、クラークは、「仮に韓国軍が単独で攻撃を敢行するならば、必要とされる国連軍司令部からの後方支援を受けなくなり、結局韓国は破滅するだろう」と警告した。これに対して李承晩は、「韓国が第二の中華民国になることは自明であり、後で死ぬより、今、行動をとって死んだ方がいい」と強硬姿勢を緩めようとしなかった。結論的にクラークは、「今回の会談に臨んだ李承晩が理性的ではなかった上で全く譲ろうとしなかった」と評価し、李承晩が多くの手段のうち、一つを選んで行動に出るだろうと予測した⁴⁸。

以上のように、休戦をめぐる様々な問題に対して一時柔軟な姿勢を見せていた李承晩は、5月25日一方的に伝えられたUNC側の休戦案の条項、とくに中国軍の撤退に関する内容の不在とインド軍の韓国駐留といった内容に対する不満から、米国政府への失望感を増幅させていた。米国側による6月7日の相互防衛条約の締結に向けた交渉開始の提案は、李承晩からすれば、遅すぎたジェスチャーだったのかもしれない。いずれにせよ、同条約の提案にもかかわらず、その強硬な姿勢を一向も軟化しようとしなかった李承晩に対して、UNC側は、これ見よがしに共産側との合意に至った。6月8日、ハリソン中将と南日は、休戦議題第4項をめぐる18ヶ月間の会談の末、中立国送還委員会の権限を規定する内容に合意したのである。

この休戦協定の条項のなかでも、李承晩が最も反発したのは、インド軍と共産側の代表らが、捕虜への監視や尋問のために韓国に入国することであった。6月9日午前、自分を訪れたテイラーに李承晩は、休戦への反対の意見と韓国軍による戦争の継続について繰り返して言及しながら、①政治会議に期限を設けること、②米韓相互防衛条約の締結、③海・空軍の増強をも伴う韓国陸軍の20個師団への増強、に加えて④インド軍と共産側の人員の韓国入国の禁止、といった4項目を、休戦の条件として提示した⁴⁹。米国としては、すでに米韓相互防衛条約の締結と韓国陸軍の20個師団へ増強を確認しており、政治会議の期間に関しても、今後李承晩を安心させるべき条項を設ける余地があると言えるが、休戦協定に基づくインド軍と共産側の代表らによる韓国入国の条項を修正あるいは削除することは、容易に受け入れられるものではなかった。

結局、捕虜問題との関連でインド軍と共産側の代表が韓国に入国することに対する李承晩からの強い反対に

48 Briggs to the DOS, DTG 070800Z, June 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1148-1149; Clark to the JCS, CX 62890, June 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1149-1151.

49 Taylor to Clark, G 5812 KCG., June 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1159-1160.

もかわらず、板門店においては休戦に向けて大詰め協議が行われていた。休戦会談の進展ぶりに危機感を覚えた李承晩は、6月18日の夜明け、釜山、馬山、論山、尙武臺にある国連捕虜収容所から、およそ25,000人の北朝鮮軍の反共捕虜を電撃的に釈放するに至った。北朝鮮軍の反共捕虜たちが釈放された直後、李承晩はクラークに手紙を送り、「1,000人あるいはそれより大きい規模のインド軍が、韓国に来て反共捕虜を監視すると同時に、共産側の説得者たちによる反共捕虜たちへの厳しい尋問を手伝うことになるのを最も憂慮している」と述べた。また、「韓国国民は反共捕虜たちを見殺しにしない」と強調した上で、「結局共産主義者と彼らを支持するインド軍に対する韓国国民からの強い反発のため、深刻な衝突が起こりかねない」と指摘した。さらに李承晩は、このような事態を回避するため、「いくつかの条件を米国に提示したものの、全く注目してもらえず、反共捕虜の釈放という最後の行動に踏み切ることになった」と自らの行動を説明した⁵⁰。

この反共捕虜の釈放をめぐる従来研究は、「李承晩が、自らの実行力を見せ付けることによって、韓国側の主張と要求事項の受け入れを米国に迫る」狙いがあったと分析している。確かにこの李承晩の単独行動は米国政府に大きな衝撃を与えた。とくに、共産側からだけではなく、同盟国からの非難を予想していたアイゼンハワーは、この事態で休戦の可能性がなくなるのではないかと懸念するほどであった。ただし、李承晩による捕虜釈放の可能性については、遅くともその1ヶ月前の5月中旬ごろから予測されていて、クラークは、仮に同事態が発生した場合の武器使用に関する行動方針まで立てていた。後述するように、反共捕虜の釈放の直後、追加的な大規模の捕虜脱出が取り沙汰されていたのだが、李承晩は、結局第二の捕虜釈放に踏み切ることなく、しかも「休戦協定に調印こそできないが、休戦を支援することはできる」と休戦への協力を示唆する発言まで行った。こう考えると、李承晩による単独行動を、韓国政府が休戦を受け入れようとした証拠として捉えることもできるのではないと思われる。言い換えれば、李承晩が反共捕虜の釈放に踏み切ったのは、屈服の過程において自らの面子を立てるための行動に過ぎなかったとの解釈も可能であろう。以下では、この李承晩の行動を米国はどのように受け止めて対応したのか、また、休戦成立の過程におけるこの事態の持つ意味について考察する。

さて、米国が、李承晩による捕虜釈放への動きを少なくともその1ヶ月前から予測していたことは、前述の通りである。それでは、なぜ、米国は李承晩の行動を未然に防げなかったのか。既述のように、韓国に設置されていた北朝鮮軍反共捕虜の収容所は、UNCの管轄下に置かれているとはいえ、実際の警備を担っている兵力の殆どが韓国陸軍であった。仮に韓国軍警備隊を米軍に入れ替えたとすれば、捕虜釈放のような事態が起こっても状況をコントロールできた可能性は十分あったと考えられる。だがクラークは、「共産主義の統制に抵抗している北朝鮮軍の捕虜に対して武力を行使するため、米軍を配置させるのは大きな不幸である」と指摘した上で、「米軍による収容所の掌握がかえって事態を悪化させかねない」とJCSに報告した⁵¹。同様にコリンズも、反共捕虜の収容所の監視任務を他の国連軍に当てる事に対して非常に否定的であった。国防総省でも一時反共捕虜の監視のため英国軍を派遣することが検討されたが、コリンズがこれに強く反対して結局英国軍の派遣は実現しなかったのである⁵²。

このような米軍部の方針は、韓国軍との衝突といった最悪の事態だけは何とか回避しようとする目的から出されたものであり、実際に捕虜の脱出を防ぐための銃の使用についても厳格に規制されていた。クラークは、後方地域司令官のヘレン（Thomas W. Herren）少将をはじめとする捕虜収容所の関係者らに、「不測の事態が発生し、統制のために武力の行使が求められる場合、毒性のないガスの使用を含めた通常的な鎮圧手段を講じてもいい」としながらも、「消火器を捕虜たちに直接照準しない」ようガイドラインを示し、人命の被害を最小

50 Rhee to Clark, June 18, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp.1197-1199. 卞榮泰は、6月19日の李承晩・ブリッグズ会談に同席し、今回の捕虜釈放について「李承晩以外には誰の指揮下にも置かれていない憲兵司令官の命令の下、韓国軍によって敢行された作戦である」と明らかにした。Briggs to the DOS, Embtel 13, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1221-1223.

51 Clark to the JCS, 250610Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1098-1100.

52 Memorandum of Discussion at the 150th Meeting of the NSC, Thursday, June 18, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1200-1205. ちなみに、マーフィーも国務省に電文を送り、捕虜への監視を担当している分遣隊に国連軍の他の人員、特に英国軍を派遣することを勧告した。

限に抑えるよう既に指示を出していた⁵³。JCS からも武器使用に関するクラークの進言を退けるよういかなる指示も出されていなかったため、クラークは自らの行動方針を JCS が承認したと判断していた。6 月 18 日未明の大規模な捕虜脱出に続き、当日の夜と翌日の 19 日の夜明けにかけ、さらに 900 人が脱出を敢行したのだが、この過程で死亡者 30 人、負傷者 107 人の被害にとどまったのは、クラークの武器使用に関する方針によるものであったと言えよう。

とはいえ、米国を中心とした自由世界の揺らぎない団結の姿は、共産側を圧迫して少しでも有利な条件の下で「名誉ある休戦」を実現するに欠かせないものであって、一見自由世界の協調から離脱したかのように見える韓国の単独行動は、米国としては必ず阻止しなければならない事態であった。李承晩による捕虜釈放の知らせはワシントンにも直ちに伝えられ、第 15 回国家安全保障会議（NSC）でその対応策が議論されるようになった。本来この日の NSC 会議では、極東問題と関連した正式な議題（NSC154）をめぐる議論が予定されていたのだが、アイゼンハワーの希望で、韓国の状況が明らかになるまでその議論を先送りすることになった。会議の冒頭でアイゼンハワーは、「仮に李承晩の行動を断固として拒絶しなければ、同盟国には米国が連合体制を放棄しようとしているとの印象を与えてしまうかも知れないし、一方で共産側からも、韓国に対する米国の影響力が低下しているとか、あるいは今回の事態について米国が責任を取ろうとしているとの宣伝がなされかねない」と述べ、「米国としては、何の抗議もせずに今回の事態を見過ごしてはならない」と強調した。結局この日の NSC では、米国の言うことを聞かなければ即刻米軍を撤退させるとか、解放された捕虜たちを逮捕しなければならないとの直接的な表現は控えられたものの、UNC との事前協議なしに北朝鮮軍の反共捕虜を釈放した李承晩の単独行為に対して抗議すると同時に、今後韓国が類似した行動を取らないよう強く求める内容を、李承晩に送るメッセージに盛り込むことが決定された⁵⁴。

このようなアイゼンハワーからのメッセージは、6 月 19 日にブリッグズを通じて李承晩に伝えられた。UNC との事前協議を行わずに単独行動に踏み切ったとして抗議するブリッグズに対して、李承晩は、「事前協議の対象は韓国軍を UNC から離脱させる場合にだけ限定されている」とし、「韓国としては捕虜を釈放させる前に UNC に通告する義務を負っていなかった」と主張した⁵⁵。さらに、ブリッグズが、アイゼンハワーのメッセージに対する立場を明確にするよう求めたところ、李承晩はそこへの答えを曖昧にしたまま、「仮に休戦協定の調印が行われると、韓国軍は自動的に UNC の指揮から離脱することになる」と述べた⁵⁶。

李承晩が交戦行為の遂行と中止に関する UNC の権威を尊重するかが疑われるなか、北朝鮮軍の反共捕虜の追加的な脱出計画に関する情報が米国側に入手され、UNC の権威への侵害を懸念する声もなくはなかった。6 月 18 日の大量の捕虜脱出の直後、UNC は、収容所付近の運用可能な米軍を、北朝鮮軍の反共捕虜のキャンプに移動させ、韓国軍警備隊の任務を受け継がせた。韓国軍の警備隊に代わって米軍が 9,400 人余りの北朝鮮軍の反共捕虜の警備を担当している状況なのだが、クラークは、「捕虜の脱出を阻止するために、発砲を除くあらゆる手段を講じるよう」に改めて命じたばかりであった。このようなクラークの方針に対してマーフィーは、「李承晩が北朝鮮軍の反共捕虜を釈放した影響で UNC の権威は大きく損傷しており、このような状況で最も大事なのは UNC の権威を維持することである」との意見書を国務省に出した。具体的にマーフィーは、「捕虜への監視を米軍が担当している以上、さらなる大量の脱出が成功した場合、韓国政府と米国政府の共謀による脱出ではないかとの疑問が英国をはじめとする同盟国から提起される恐れがある」と指摘し、「UNC の権威への明確な挑戦が行われた際、いくら捕虜たちの犠牲を防ぐためとはいえ、休戦の実現という目的を見失うことになってはならない」と主張した上で、「捕虜の相当な犠牲を払ってでも、UNC の権威を守るべき」とクラークの方針に反対の姿勢を明確にした⁵⁷。「UNC が、捕虜の脱出という事態が発生した場合、その権威を維持

53 Clark to the JCS, 250610Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1098-1100.

54 Memorandum of Discussion at the 150th Meeting of the NSC, Thursday, June 18, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1200-1205.

55 クラークも書信を送り、「UNC と事前協議なしに単独行動を取らないとの約束を無効にした」として李承晩を非難した。Department of State Bulletin, June 29, 1953, p. 907. これに対しても李承晩は、「クラークからの書信への返事を作成している」とした上で、「返事を送る際、事前通告に関する定義を明確にする」と述べた。

56 Briggs to the DOS, Embtel 13, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1221-1223.

57 Murphy to the DOS, Embtel 3598, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1212-1213.

するために銃の使用も辞さないとの確固たる姿勢を李承晩に示していたら、6月18日の大量の脱出は避けられた」と信じていたマーフィーは、仮に追加的な脱出を通じて何の抵抗を受けずにUNCの權威を低下させることになると、李承晩が従来よりも強硬な姿勢で休戦に反対するのではないかと懸念したのである。

先の李承晩との会談を終えたブリッグズもクラークに電話をかけ、李承晩が、「仮に休戦協定の調印が行われれば、韓国軍をUNCの指揮から離脱させる」と、また「非武装地帯からも韓国軍を撤退させない」と言い張っていると同時に、「北朝鮮軍の反共捕虜の即時釈放を求めた」と伝えた。「さらなる捕虜の脱出という事態はUNCを困惑させるだけではなく、休戦協定をめぐる交渉を継続しようとする共産側の意志に少なからず影響を与えようだろう」としながらも、「このような状況で、脱出を試みる捕虜たちに対して銃を使うことは、大きな悲劇をもたらすことになる」とも確信したクラークは、「追加的な脱出が発生した場合でも、捕虜と韓国軍に向けて銃を発砲しない方針を堅持する」ことへの承認をワシントンに求めた⁵⁸。

米国政府は、結局マーフィーの意見書を退け、クラークの米軍警備隊の行動方針を承認した。米国政府がクラークの行動方針を承認した背景には、何よりも最も避けるべき米軍と韓国軍との衝突の可能性に加えて、捕虜収容所での米軍兵力数の相対的な劣勢、さらに前方戦線における共産側の攻勢的行動による戦況の厳しさという現実的状况が挙げられる。既述の通り6月18日以降、韓国軍の警備隊に代わり、米軍が北朝鮮軍の反共捕虜の警備を担当することになったとはいえ、それぞれの収容所に配置された米軍警備隊の規模は1個中隊に過ぎなかった。これに対して韓国軍警備隊は各収容所のすぐ近くに待機しており、他の韓国軍部隊も警備隊を支援することができる状況であって、韓国軍の兵力規模が米軍のそれを3倍ほど近く上回っていたのである。一方、当時の全ての前線においては共産側による攻勢的な行動が活発になっていた。収容所における米韓警備隊の兵力数の開きを打破して国連軍の数的優位を確保するために、前方の米軍部隊を収容所に移動させることは、不可能ではないにしても現実的な方案ではなかったであろう。

さて、李承晩による北朝鮮軍の反共捕虜の釈放への共産側の反発から、板門店における休戦会談は中止となっていた状況のなか、金日成と彭徳懷が6月20日、①UNCは果たして韓国政府と韓国軍をコントロールできるのか、②朝鮮半島における休戦には李承晩勢力も含まれるのか、李承晩が含まれないならば、休戦協定の履行に関する韓国側の同意を取り付ける保障はあるのか、といった内容の書信をハリソンに伝えた⁵⁹。この共産側からの疑問には、UNCの抱えている苦境がよく表れていたと言えよう。つまり、UNCとしては、現時点で「李承晩が休戦に含まれるとは考えにくい」と認めることは難しいし、だからといって、李承晩も休戦に含まれるとの声明を発表することになると、それはすでに釈放された捕虜を取り戻すための責任をUNCが負うことになるため、休戦に李承晩が含まれると期待することも難しい状況であったのである。

この共産側の書信を受け取ったクラークは、米国が韓国政府と韓国軍をコントロールできない現状で、共産側が休戦を推進する意思を持っているのかを確認するために、「板門店での秘密会談を設けて司令官同士の率直な会話を交わすこと」を盛り込んだ返事を共産側に送ることを、ワシントンに建議した。具体的にクラークは、この秘密会談を重ねるうちに、「一方で、共産側の休戦への意向が伝えられた場合、できるだけ早く合意された日時に休戦協定に調印することを提案し、他方で、共産側が李承晩による捕虜釈放を宣伝と心理的な材料として利用しようとする場合は、共産側が休戦に対する立場を明確にしないと、UNCは、会談を中止して朝鮮半島に限られると保障できない敵対行為を再開するしかない」と発言できる権限を、自分に与えるよう求めた。李承晩に振り回されることなく、戦争を一日でも早く終結させることこそが大事であると考えたクラークとしては、「李承晩が休戦条項の一部を違反する可能性があることを承知した上で、UNC・共産両側が休戦条項の調印にこぎつけることができれば、米国は、休戦を規定事実として受け入れるよう李承晩に迫ることができる」と主張したのである⁶⁰。

クラークの報告に対して米国政府は、国務・国防総省の共同メッセージとして、「現時点で共産側の司令官と個人的な会談を行うのは望ましくない」とした上で、李承晩が休戦協定を違反する可能性を抱えたまま、

58 Clark to the JCS, C 63176, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1211-1212.

59 Department of State Bulletin, June 29, 1953, pp. 906-907.

60 Clark to the Department of the Army, C 63250, June 21, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1230-1231.

UNC と共産側が同協定を締結するのではなく、休戦に対する李承晩の立場を変化させてから休戦を推進するとの方針をクラークに伝えた⁶¹。

結局、軍司令官同士の秘密接触による休戦の推進を工作したクラークは、米国政府の方針に従って6月22日、ソウルに向かって李承晩との会談に臨んだ。ところで、この日の会談は、休戦の進展という観点から二つの重要な意味を持つようになる。まず、李承晩による追加的な捕虜釈放の可能性が依然くすぶっている中、クラークは、「北朝鮮軍の反共捕虜の収容所における米軍と韓国軍との衝突の可能性を心配している」とさらなる捕虜釈放への懸念を示した。すると李承晩は、「両者の間での物理的衝突のような不祥事を回避するためにあらゆる手段を講じる」と強調し、また、「他の北朝鮮軍及び全ての中国軍捕虜に対しても、収容所の安全と警備を維持するために協力する」と約束した。これで、李承晩が、少なくとも現時点で北朝鮮軍の反共捕虜に対する追加的な釈放に踏み切る可能性はなくなったわけである。

さらに、李承晩は、「韓国自らが休戦協定に調印することは朝鮮半島の分断状況を肯定することになるため、調印はできないが、休戦を支援することはできる」とした。李承晩が休戦自体に対する支援まで表明したのは初めてであって、休戦協定に参加するかどうかをめぐる李承晩の立場が全く分からないまま、会談に臨んだクラークとしては、「米国と共産側との間で休戦が成立した場合、彼が、当事者である韓国の署名がない休戦は無効であると主張する恐れはなくなった」と判断するに至ったのである⁶²。

以上のように、李承晩は、6月18日の反共捕虜の釈放以降、反共捕虜の追加的な釈放に踏み切ることなく、自らの単独行動によって悪化した状況の沈静化を図ろうとする一方で、休戦協力のための条件をより具体化しながら、「休戦に関わることなく休戦を支援できる」と述べ、韓国の休戦協力への可能性をより鮮明に打ち出した。こう考えると、李承晩による反共捕虜の釈放は、従来の休戦反対の姿勢から本格的な米国との交渉に応じる姿勢への転換を予告するものであったと言えよう。「名誉ある休戦」に向けて米国の取るべき措置は、韓国政府の要求する休戦条件を整えることによって、休戦協力への約束を韓国から取り付けることとなり、これ以降、休戦協力への条件をめぐる米韓間の協議が本格化するのである。

おわりに

筆者の関心は、朝鮮戦争の休戦後の1953年10月1日にワシントンで調印された米韓相互防衛条約の締結過程である。本稿は、同条約の締結の必要性を一貫して否定してきた米国政府が、正式の政策方針として同条約を推進することにした経緯を明らかにしたものである。

朝鮮半島からの中国軍の撤退、反共捕虜の処遇をめぐる諸問題、それから政治会議のあり方を中心とした休戦条件と並行して、米韓相互防衛条約の締結を主張していた韓国に対して、米国政府は、韓国が同条約の締結を切実に願っていると判断し、1953年6月7日に休戦協力への見返りとして同条約の締結に向けた交渉を開始する意向があることを李承晩に伝えた。ところが、李承晩としては、米国との相互防衛条約の締結だけでなく、他の休戦協力への条件も譲れないものであって、米国から同条約に向けた交渉開始の提案がなされた際も、その強硬な姿勢を一向も軟化させようとしなかった。

一方、板門店においては、李承晩のからの強い反対にも関わらず、大詰めの協議が行われていた。休戦会談の進展振りに危機感を覚えた李承晩は、1953年6月18日夜明け、北朝鮮軍の反共捕虜を電撃的に釈放するに至った。韓国軍のUNCの指揮からの離脱を最も警戒していた米国にとって、これはUNCの権威に挑戦するかのような単独行動にほかならなかった。ただ、李承晩は、反共捕虜の釈放以降、追加的な大規模の釈放に踏み切ることなく、自らの単独行動によって悪化した状況の沈静化を図ろうとする一方で、「休戦に関わることなく休戦を支援できる」と韓国の休戦協力への可能性を初めて表明し、来るべき米韓協議に臨もうとした。

今後の課題としては、米韓相互防衛条約の「締結」過程にとどまらず、米国側が同条約の「発効」（1954年11月17日）の条件として提示した「米韓合意議事録」をめぐる米韓協議過程を明らかにすることによって、米韓同盟形成の全体像を描くことを試みる。

61 Collins to Clark, DA 942048, June 22, 1953, Fe Files, lot 55 D 338.

62 Clark to the JCS, DTG 221100Z, June 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1231-1234